

高崎市高浜クリーンセンター建替プラント設備工事施工等監理業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年7月6日

高崎市長 富岡賢治

記

1 対象業務

- (1) 業務名 高崎市高浜クリーンセンター建替プラント設備工事施工等監理業務
- (2) 業務場所 高崎市高浜町252番地1ほか
- (3) 業務内容 高崎市高浜クリーンセンター建替プラント設備工事に係る許認可申請、届出書作成支援、実施設計監理、施工監理等
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から平成35年3月10日まで

2 選定方法

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、高崎市高浜クリーンセンター建替プラント設備工事施工等監理業者プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）において、応募書類を提出した者から、高崎市高浜クリーンセンター建替プラント設備工事施工等監理業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査により優先交渉権者を選定する。

3 参加形態

単体による参加とする。

4 参加資格要件

この公告の業務のプロポーザルに参加できる者は、本市の平成30・31年度の有資格業者名簿に登載されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、資格の再認定を受けている者。）のうち、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
- ②高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年高崎市告示第288号）の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。
- ③建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づき、廃棄物部門において建設コンサルト登録されていること。
- ④本市の平成30・31年度入札参加資格の認定を受けている者で、有資格業者名簿の土木関係建設コンサルタント業務に登載されていること。
- ⑤高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑥高崎市高浜クリーンセンター建替プラント設備工事受注者と資本若しくは人事面において関連があるものでないこと。
- ⑦本プロポーザルに参加する者と資本若しくは人事面において関連があるものでないこと。
- ⑧会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑨平成20年度以降に、元請として単体で、同種の新築工事（ダイオキシン類対策特別措置法によるダイオキシン類排出規制に適合した一般廃棄物を対象とする廃棄物処理施設で、300t/24h以上（2炉以上の構成）の処理能力を有し、廃熱ボイラ及び蒸気タービン発電設備を設けた可燃ごみ処理施設）の設計施工監理実績が2件以上あること。
- ⑩仕様書第1章第8節第1項の規定に示す資格及び実績を有する担当技術者の配置が可能であること。

5 手続等

(1) 事務局

高崎市 環境部 環境施設整備室（市庁舎2階）

住 所 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1

電 話 027-321-1326（直通）

E-mail kankyou-shisetsu@city.takasaki.gunma.jp

(2) 関係書類および参考資料等の配布

プロポーザルの参加に必要な書類及び参考資料等は、市ホームページからダウンロードすること。

(3) 日程（予定）

プロポーザル実施公告	平成30年	7月	6日（金）	
参加資格審査申請書類の提出	平成30年	7月	6日（金）～	7月18日（水）
募集書類に対する質問受付	平成30年	7月	6日（金）～	7月18日（水）
参加資格審査の結果通知	平成30年	7月	20日（金）	
募集書類に対する質問回答	平成30年	7月	20日（金）	
応募書類の提出	平成30年	7月	23日（月）～	8月1日（水）
ヒアリングの実施	平成30年	8月	10日（金）	
優先交渉権者の決定及び公表	平成30年	8月	中旬	
契約締結	平成30年	8月	下旬	

(4) 照会及び書類の提出

本プロポーザルに関する照会及び書類の提出先は、上記5手続等（1）事務局とする。

6 その他

詳細は、高崎市高浜クリーンセンター建替プラント設備工事施工等監理業者プロポーザル説明書による。